



なぜ今、労働組合なのか

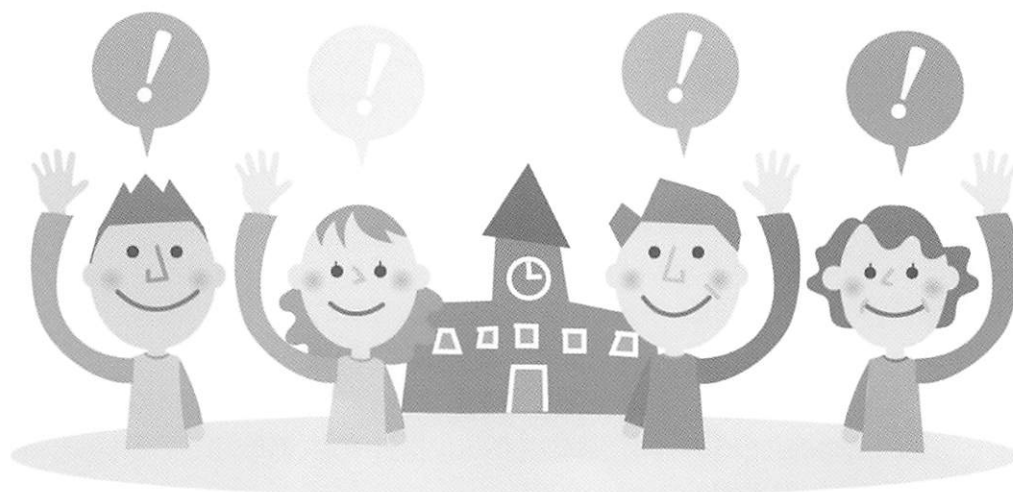
発行／熊本県高等学校教職員組合 ☎096-382-1133(代) FAX096-382-1300
編集責任者／青木 栄 〒862-0950 熊本市中央区水前寺1丁目33-18(水前寺共済会館グレースシア3階)

E-mail(エ-メール) khtu@lime.ocn.ne.jp

ONE FOR ALL, ALL FOR ONE

「ひとりみんなのために、みんなはひとりのために」という言葉を知っていますか。

ラグビーなど団体競技のスポーツなどでも使われる言葉ですね。私たち労働組合でも、この言葉を大切に活動をつづけています。それでは、私たちのとりくみをご紹介します。



要求と交渉…働きやすい職場づくりのために

学校現場で働くすべての教職員の勤務労働条件改善にとりこんでいます!

(1)各職場で困ったことがあったら相談を受けて、課題解決に向けてとりこんでいます!

いつでも私たち組合事務所にご相談ください。電話、メール、訪問などさまざまな形態での相談に応じます(組合員でない方でも受け付けます)。

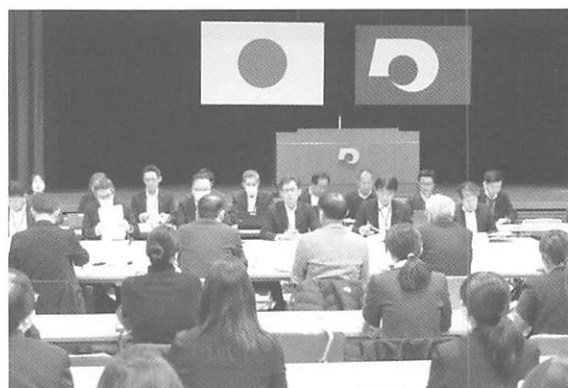


(相談事例)

- 職場で受けているハラスメント被害をどうにかしてほしい
- 非正規で働いているが、働いた分の報酬が支給されていないのでどうにかしてほしい
- 管理職の勤務時間管理に問題があり、超勤が続く職員への配慮がない

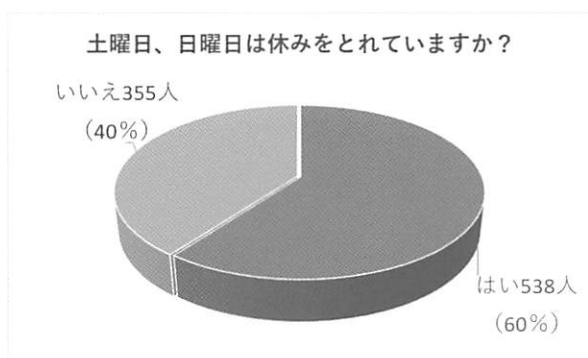
(2)私たちの給与や休暇制度、勤務労働条件の改善を求めて、熊本県や熊本県教育委員会との交渉を行っています!

熊本県や熊本県教育委員会と労働組合との交渉により、私たちの給料や休暇制度、勤務労働条件は決まっています。私たち熊本県高等学校教職員組合は、地方公務員法で認められた職員団体であり、その構成員であること、加入しようとしたこと、職員団体のために正当な行為をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けることはありません。これも、地方公務員法で保障されています。なお、交渉には職務専念義務免除(有給扱い)で参加できます。



(2024.11.29 県教育委員会との交渉のようす)

(3)教職員の声を県に届けるために、職場実態調査を毎年行っています!



毎年勤務労働条件に関するアンケート調査(9~10月)及び管理職評価(11~12月)を行い、問題がある事案や管理職の言動に対しては個別に対処を県教委に求めています!

(左グラフは昨年10月に実施した教職員アンケート調査結果より抜粋)

【ここ数年で改善した事例】

- 約30年ぶりの高水準による月例給引上げ
- 臨時的任用教職員の給与大幅改善、各種特別休暇の新設・拡充
- 会計年度任用職員(非常勤教職員)の待遇(報酬・休暇制度)改善
- 各種特別休暇の改善(不妊治療休暇の制度化、子の看護休暇の取得要件拡大など)
- ハラスメント防止のためのとりくみ強化(県教委が防止指針策定、各職場での研修実施義務づけ)
- 実習教師の部活動単独引率実現
- 教員採用試験の年齢制限撤廃
- 各職場における働き方改革のとりくみ促進

学びと交流…子どもたちの豊かな学びのために

教育力量向上のために、毎年教育研究集会を開催しています！

(1)全国の教職員が集まって、お互いの教育実践を交流しています。

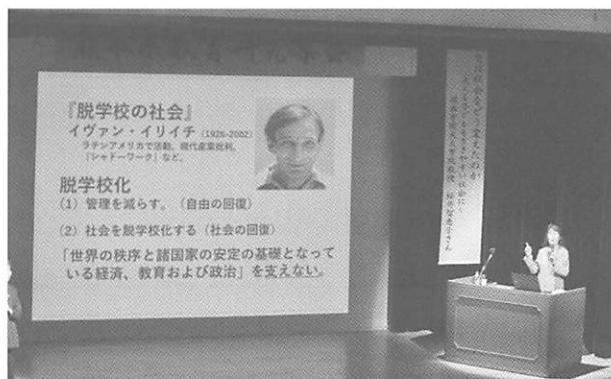


(2025.1.24 教育研究全国集会・理科教育分科会)

毎年1回、全国から約5千人の教職員が教科や教育課題など24分科会に分かれて、レポート報告をもとに2日間の日程で議論する教育研究全国集会を1月下旬に開催しています。組合員でリポーターに選出されれば、この研究集会に交通費・宿泊費負担なしで参加できます。その他にも、各職種別やさまざまな教育課題について実践講座や外部講師による学習会も企画しています。教職員としての力量向上を図るとともに、他県の教職員と交流し、情報交換をすることができます。組合員だからこそ得られる貴重な機会となっています。

(2)熊本県でも毎年11月に熊本県教育研究集会を開催しています。

熊本県では、小中学校の教職員と一緒に午前中は全体会（講演）を行い、午後は小中学校と高校・支援学校は別に分科会を設定し、教科や職種別に分かれて議論を行っています。



(2024.11.2 熊本県教育研究集会全体会での講演)

安心と安全…万一のときのために

予期せぬ事態に対応する各種補償制度を準備し、教職員の安心・安全に貢献します

(1)災害見舞金、病気見舞金、結婚祝い金、組合活動保険（組合活動中の事故・傷害を補償）など、高教組として各組合員への支援を行っています。

(2)熊本県高等学校生活協同組合（高校生協）による福利厚生事業もあります。

県立学校や県教委に勤務されている方で、給料差引（A口座引落）ができる方なら、どなたでも出資金3,000円（最初の1回のみ）で会員となり、教職員の勤務・生活保障に特化した各種取扱商品（明治安田生命のきずな・グループ保険や教職員共済などの各種保険）への加入ができます。また、それ以外の個人で加入している生命保険についても給与差引ができます。



